

一 仏船来着并仏人逗留二付泊二の之日記

(咸豊五、六年)

一五五〇号

解題

本文書は、一八五五（咸豊五）年九月二十七日から翌年二月二十八日までの評定所の「日記」である。内容は、那覇や泊に詰めていた首里王府の役人らの相互間の連絡文書と、彼らが評定所や那覇駐在の薩摩藩の役人に送った文書の控えである。

九月二十七日から十月十九日までの「日記」は、那覇に停泊中のフランス艦隊に関する文書の控えである。第十巻所収の一五三四号・一五三五号の内容と深く関連しており、一五三五号とは重複している文書が多い。

一五三五号所収の 8・9・13・17・18・24・25・26・31・32・37・40・46・47・53・55・56・60・66・69・71 の各文書は、一五五〇号（以下、本号と記す）にも収録されている。豊見山和行氏が「一五三五号の解題で述べているように、「異国御用係は、来航した仏船の動静を那

覇に駐在する薩摩藩役人（守衛方）へ連日にわたって報告していた」が、本号の各文書には、末尾に「御仮屋方々御届申上候。此段致問合候」と記されていて、差出人・名宛人について知ることができる。しかし、一五三五号では、この末尾の文言が無く、差出人・名宛人とも省かれている。

一五三五号所収の前記の各文書と本号所収の文書と読み比べてみると、僅かながら違いがある。たとえば、本号の文書には「御城近辺」・「脇御門」・「泊御蔵敷」などと記されているが、一五三五号では「御」を削除して「城元近辺」・「脇門」・「泊蔵敷」などと書き直している。

十月二日付の文書によると、フランス人が、「日本^は糸反物其外之産物位^{そのほか}不宜^{くらいよろしかず}候上、男女一同浴休^{沐浴}いたし候風俗悪^あしく有^{これあり}之候」と批判していたことが分かる。しかし、一五三五号所収の文書（通し番号18）では、「男女一同浴休^{沐浴}いたし候風俗悪^あしく有^{これあり}之候」という部分が削除されている。また、十月四日付の文書の後半部分には、「逗留唐人より下遣^{したうかい}たら石川^{いしかわ}ねふたし、壺斤^{はかり}・牛皮付

る草履^{くわん}、足苦^{あしくる}、勞分^{らうぶん}、分^{ぶん}らメ相与^{あひたまふ}候付、不及^{そのぎにおよばず}其儀^{そのぎ}、五段^{ごだん}、相断^{あひたつ}候得共^{あひたまふ}押々^{おしおし}、為相渡^{あひわた}由^{よし}」と記されているが、一五三五号所収の文書（通し番号26）では、この文書も省かれている。おそらく薩摩藩の役人の機嫌を損ねてはならないという配慮と、面倒なことは避けたいという心理がはたらいていたのであろう。

前記の各文書を見ると、フランスの兵士や水夫らが、毎日のように首里城近辺や当蔵・大中・桃原・儀保・町端・山川の各村や、那覇市内・久米村の近辺を散策していたことがわかる。首里王府は、関番人を配置して、フランス人らを監視させ、彼らが泊に上陸してから帰艦するまで、その行動の一部始終を記録して、評定所と在番奉行所に送っていたが、次に、そのなかから若干の記事を選び、現代文に直して大意を紹介することにしよう。

九月二九日 二人のフランス人が水主^{かこ}一人を伴って真和志間切上泊村から崎樋川近辺の松林を散策中、彼らが放った鉄砲が石にはね返り、崎樋川村の親富^{おやふ}祖^そ筑登^{ちしん}之親雲上^{べいじん}の下人^{げだん}（十八歳）と三郎新垣^{しんがき}（十一歳）

にかすり傷を負わせた。

十月二日 天久寺^{あまくでら}でフランス人が通事係の比屋根と吉里に、来航の目的について述べている。それによると、「アメリカ人のように無礼な行為はしない。産物や女性を要求したりなどしない。ただ条約を締結することが目的である」というのであった。比屋根と吉里は、条約を結ぶことが目的であるかのように言っているが、キリスト教の布教が目的のようだと報告している。

十月九日 フランスの水兵四人が人家二カ所に立ち入り、牛と豚を奪った。去る三日にも水主三人が山羊三頭をナイフで刺し、そのうちの二頭は翌日死んだと村頭から訴えがあった。

一五三四号と一五三五号との間にも重複している文書が四〇点余含まれている。たとえば、一五三四号所収の通し番号12―1と12―2の文書は、一五三五号所収の通し番号1の文書と内容は同じである。一八五五（咸豊五）年九月二八日に、首里王府は「下程^{かてい}」として牛一頭、豚

六匹、山羊六匹、鶏三〇羽、卵四五〇個、野菜二四〇斤、さつま芋二四〇斤を贈っている。「下程^{かてい}」という言葉は、餞別として贈るという意味であるが、実際は歓迎の意志表示と受け取られたのではなからうか。それから毎日のように、フランス艦隊から食料品の要求があり、野菜・鶏・卵などを提供するようになった。

九月二八日については、首里王府が自発的に食料品を贈ったことになっているが、他はすべてフランス艦隊の要求に応じて提供したものである。一五三五号所収の通し番号5・11・14・19・21・27・28・30―2・39・41・45・52・54・58・59・65・67・70の各文書は、いずれも一五三四号所収の文書と同じ内容であり、フランス艦隊の要求に応じて提供した食料品・その他の目録である。なお、これらの目録は、本号には収められていない。

首里王府が提供した食料品・その他を集計すると、牛四四頭、鶏七五三羽、卵七七二三個、生魚四三三斤、豚肉九二斤、豚油二四六斤、豚肉九二斤、魚四三三・五斤、野菜二〇一五斤、さつま芋七四六斤、炭二二〇〇斤、家鴨五六羽という大きな数になる。

首里王府は、これらの物品を調達するために四苦八苦したことであろう。各間切の役人や百姓らは、どのような方法で、家畜や野菜などを差し出していたのであろうか。これらの目録は、首里王府の「台所の事情」を示している興味深いものがある。

フランス艦隊は、十月十九日午後四時頃に那覇から出帆した。一五三五号所収の通し番号74は、一五三四号所収の119と同じ内容であるが、その文書には、「仏船三艘より所望代^{しょぼうだい}として左之通^{わたしかた}渡方有之、請取^{うけとり}格護^{かくご}申渡^{もうわた}候事」と記されている。「蕃銭^{ちやうせん}」で八〇三枚余（銀で五貫七七八七匁余、丁銭にして一一五七貫三五〇文）を受領したので、保管しておくようにと指示したというのである。「請取不足」として明細が記されているところを見ると、フランス艦隊は、首里王府が適正値段と考えていた額の九五%余を支払ってから出帆したらしい。なお、『島津齊彬文書』所収の一八五〇（嘉永三）年二月の文書のなかに「去辰年^{きょしんねん}より未三月迄、異国一件ニ付蔵方并諸在郷諸失却料^{しつまく}、丁銭^{ちやうせん}にして九万五千五百貫文余相及候段承候由」というくだりがある。銀と「丁銭」の交換率を一

匁で二〇〇文として計算すると、銀で四七七貫五〇〇匁になる。黒糖一〇〇斤の値段を六五匁として計算すると、七三万四六〇〇斤余という膨大な量になる。それ以来、首里王府は外国人との交渉に明け暮れていたが、フランス船の来航も、その延長線上にあったのである。

以上のほかにも本号には、もう一つ興味深い問題がある。天久寺に滞在中のフランス人神父一行に関することである。それについては、第十一巻所収の一五三三号の解題のなかで里井洋一氏が紹介しているので、詳細についてはそれに譲ることにする。なお、一五三三号は一八五五（咸豊五）年九月十六日で終わっているが、本号はそれから十一日後の九月二十七日から始まっている。

フランス人神父らの要求に首里王府はどのように対処したかという問題も重要ではあるが、残念ながらスペースがないので、詳しく紹介することはできない。ここではとりあえず、そのなかから若干の記事を選び、それを現代文に直して大意を紹介しておきたい。

十月四日 通事係の長堂・比屋根・吉里らは、天久寺

でグラン提督に会った。彼は「滞在中のフランス人に琉球方言を教えてくれたことを感謝する」と礼を言ったあと、「いずれ文字も教えていただきたい」とつけ加えた。

十月十六日 吉里が天久寺へ行くと、翻訳官がそこに来ていて、「節用集」を一冊日本で手に入れたといつて見せてくれた。そして、「片仮名のついている和書を明日までに届けて欲しい」と要求された。

同日 若狭町学校所でグラン提督から、琉球方言と日本書の読み方を教えてくれるようにと頼まれた。首里王府は、この件について検討した結果、首里から琉球方言の師匠を六人よこして、二人ずつ交代で、フランス人に和書の読み方を教えることを決定し、翌十七日に浜比嘉親雲上以下六人を任命した。

（仲地 哲夫）